

奈良県告示第三百十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、
次のとおり医師から指定の辞退があつた。

平成三十年一月五日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
佐伯 圭吾	十津川村国民健康 保険小原診療所	吉野郡十津川村大 字小原二二五番地 の一	内科（肢体不 自由）	平成十五年 六月三十日